

食物アレルギー対応の決定までの流れ（新中学１年・在校生新規・継続）

学校→**保護者（継続）**

新年度開始までに「管理指導表」の提出を依頼
※新中学１年については小学校での対応を引き継ぎ

保護者（新規）→**学校**

給食のアレルギー対応の申し出



保護者（対象者）→**学校**

医療機関を受診し、「管理指導表」を学校に提出



学校⇄**保護者**

保護者と面談（養護教諭、栄養教職員など）

「食物アレルギー対応食 実施申請書」を提出 ※印鑑を持参してください

◆継続の場合も、原則面談を行う。ただし、保護者の都合等により希望しない場合は、電話面談等で確認する。



校内食物アレルギー対応委員会開催

「管理指導表」、保護者との面談内容、学校及び調理場の施設設備、人員等を鑑み
校長が対応を決定

決定内容を教職員へ周知、保護者へ「実施決定通知」を渡す



実施（対応の開始）

○給食対応解除の場合

医師の診断で除去解除となった場合は、解除を記した「学校生活管理指導表」と「食物アレルギー対応食 解除申請書」の提出をもって給食における除去対応を終了とします。

申請は学校にお申し出ください。